

議案第 79 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 24 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 4 号) )																
<p>◎ 地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院議員総選挙執行経費の追加</p> <p>○ 補正額 76,334 千円 (補正後 77,607,906 千円 - 補正前 77,531,572 千円)</p> <table border="0" data-bbox="188 439 1254 595"> <tr> <td>(歳入)</td> <td></td> <td>(歳出)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>76,334 千円</td> <td>・人件費</td> <td>25,749 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・物件費</td> <td>50,519 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・補助費等</td> <td>66 千円</td> </tr> </table> <p>・専決日 平成 24 年 11 月 19 日</p>		(歳入)		(歳出)		・国庫支出金	76,334 千円	・人件費	25,749 千円			・物件費	50,519 千円			・補助費等	66 千円
(歳入)		(歳出)															
・国庫支出金	76,334 千円	・人件費	25,749 千円														
		・物件費	50,519 千円														
		・補助費等	66 千円														
議案第 80 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて																
<p>○ 現委員 <small>かた やま まさ とし</small> 片山 正敏</p> <p>○ 任期 平成 24 年 12 月 21 日任期満了 初就任 平成 16 年 12 月 22 日就任 2 期目 (任期 4 年)</p> <p>○ 選任予定者</p>																	
議案第 81 号	茨木市特別職報酬等審議会条例の一部改正について																
<p>○ 地方自治法の一部改正に伴う所要の改正</p> <p>・改正内容 現行：政務調査費 → 改正後：政務活動費</p> <p>・施行日 地方自治法の一部を改正する法律の公布の日 (平成 24 年 9 月 5 日) から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>																	
議案第 82 号	茨木市職員定数条例の一部改正について																
<p>○ 消防職員の定数増に伴う所要の改正</p> <p>・改正内容 救急件数の増加に伴い、水尾分署及び下穂積分署において救急隊を専務化するため、消防職員の定数を増員する。</p> <p>現行：231 人 → 改正後：239 人</p> <p>・施行日 公布の日</p>																	

議案第 83 号

茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について

○ 茨木市立大池公民館をコミュニティセンターに移行することに伴う所要の改正

・改正内容

[名称及び位置]

名 称 茨木市立大池コミュニティセンター

位 置 茨木市舟木町 1 1 番 3 5 号

・関係条例の一部改正

茨木市公民館条例

→ 駐車場使用料の規定中、「大池公民館」の項目を削除する。

・施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 84 号

茨木市市民活動センター条例の一部改正について

○ 市民活動センターの機能充実を図るため、会議室の利用時間を拡大することに伴う所要の改正

・改正内容

[会議室の利用時間等の見直し]

①利用時間：午前 1 0 時から正午まで → 午前 9 時 3 0 分から正午まで

②利用料金：2 0 0 円 → 2 5 0 円

・施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 85 号 茨木市宮葬儀条例の一部改正について

○ 市宮葬儀使用料の改定に伴う所要の改正

・改正内容

①宮型霊柩車の賃貸業者の近畿運輸局届出運賃変更に伴う宮型霊柩車の使用料加算額の改定

「18,000円」→「16,000円」

・施行日 平成25年1月1日

議案第 86 号 茨木市市民農園条例の一部改正について

○ 彩都やまぶき地区に市民農園を新設することに伴う所要の改正

・改正内容

[名称及び位置]

名 称 彩都東ふれあい農園

位 置 茨木市大字粟生岩阪398番1、398番3、398番4、399番、  
400番

[初回利用期間]

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

[利用料金]

年 額 15,000円

[面積]

おおむね25㎡

・施行日 平成25年4月1日

議案第 87 号

茨木市里山センター条例の一部改正について

○ 木工工作室、多目的室及び資機材保管室の新設に伴う所要の改正

・改正内容

- |         |              |      |
|---------|--------------|------|
| ①木工工作室  | 午前9時から正午まで   | 400円 |
|         | 午後1時から午後5時まで | 500円 |
| ②多目的室   | 午前9時から正午まで   | 400円 |
|         | 午後1時から午後5時まで | 500円 |
| ③資機材保管室 | 10㎡当たり年額1,   | 800円 |

・施行日 平成25年4月1日

議案第 88 号

茨木市手数料条例の一部改正について

○「都市の低炭素化の促進に関する法律」の制定及び大阪府からの屋外広告物許可事務等の事務移譲に伴う所要の改正

・改正内容

- ①都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料に基づき、床面積の合計区分に応じて手数料を定める。
- ②大阪府屋外広告物条例関係手数料に基づき、広告物の種類及び大きさに応じ手数料を定める。

・施行日 ①公布の日  
②平成25年1月1日

議案第 89 号	茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について 18 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の基準を定める。</li> <li>①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る特別養護老人ホームの入所定員の数</li> <li>②指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件</li> <li>③指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準</li> <li>④指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>	
議案第 90 号	茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について 18 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格要件を定める。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>	

議案第 91 号	茨木市道路標識の寸法を定める条例の制定について	18 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定める。</li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 92 号	茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	18 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 市道の新設、改築する場合における道路の構造の一般的な技術的基準を定める。</li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 93 号	茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	18 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に規定された市が管理する特定道路について、歩道等の幅員・勾配、立体横断施設、その他移動等円滑化のために必要な施設等の基準を定める。</li> <li>・ 施行日 平成 2 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う所要の改正

・主な内容

入居者資格における収入基準について、現行の額と同基準で定める。

①一般世帯：158,000円以下（月額）

②裁量世帯：214,000円以下（月額）

→特に居住の安定を図る必要のある者（高齢者、障害者等）として、本来の収入基準額を引き上げることができる世帯

・施行日 平成25年4月1日

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定

・主な内容

市営住宅等の整備に関する基準を定める。

①敷地の基準

②市営住宅等の基準

ア 住棟等の基準

エ 共用部分の基準

イ 市営住宅の基準

オ 附帯施設の基準

ウ 住戸の基準

・施行日 平成25年4月1日

議案第 96 号	茨木市都市公園条例の一部改正について	19 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う所要の改正</p> <p>・改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の基準を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市域内の都市公園面積 10 m<sup>2</sup>/人</li> <li>イ 市街地の都市公園面積 5 m<sup>2</sup>/人</li> </ul> </li> <li>②都市公園の配置の基準について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 街区公園の標準面積 0.25 ha</li> <li>イ 近隣公園の標準面積 2 ha</li> <li>ウ 地区公園の標準面積 4 ha</li> </ul> </li> <li>③公園施設の設置基準を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建築面積の総計の都市公園面積に対する割合 2/100</li> </ul> </li> </ul> <p>・施行日 平成 25 年 4 月 1 日</p>		
議案第 97 号	茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	19 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <p>・主な内容</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に規定された下記の特定公園施設について、幅員、勾配、設備、構造等の基準を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①園路及び広場</li> <li>②屋根付広場</li> <li>③休憩所及び管理事務所</li> <li>④野外劇場及び野外音楽堂</li> <li>⑤駐車場</li> <li>⑥便所</li> <li>⑦水飲場及び手洗場</li> <li>⑧掲示板及び標識</li> </ul> <p>・施行日 平成 25 年 4 月 1 日</p>		



議案第 98 号	茨木市下水道条例の一部改正について	19 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 公共下水道の排水施設に関する構造の技術上の基準を規定</li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 99 号	茨木市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	19 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を規定</li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 100 号	茨木市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について	19 頁参照
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 水道の布設工事監督者の配置、資格及び水道技術管理者の資格に関する基準を規定</li> <li>・ 施行日 平成 25 年 4 月 1 日</li> </ul>		

議案第 101 号	茨木市立子育てすこやかセンターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立子育てすこやかセンター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市沢良宜浜三丁目 10 番 18 号 特定非営利活動法人 はっちぽっち</p> <p>○ 指定の期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日</p>	
議案第 102 号	茨木市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称・指定管理者</p> <p>①茨木市立老人福祉センター福井荘 茨木市庄二丁目 7 番 35 号 社会福祉法人 秀幸福社会</p> <p>②茨木市立老人福祉センター桑田荘 大阪市中央区谷町七丁目 4 番 15 号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団</p> <p>③茨木市立老人福祉センター西河原荘 茨木市見付山一丁目 3 番 29 号 社会福祉法人 慶徳会</p> <p>④茨木市立老人福祉センター葦原荘 茨木市畑田町 11 番 25 号 社会福祉法人 茨木厚生会</p> <p>⑤茨木市立老人福祉センター南茨木荘 大阪市中央区谷町七丁目 4 番 15 号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団</p> <p>○ 指定の期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日</p>	
議案第 103 号	茨木市立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立障害者就労支援センターかしの木園</p> <p>○ 指定管理者 茨木市駅前一丁目 4 番 14 号 エステート茨木駅前 3 階 特定非営利活動法人 いばらき自立支援センター</p> <p>○ 指定の期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日</p>	

議案第 104 号	茨木市立障害者生活支援センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立障害者生活支援センターともしび園
○ 指定管理者	茨木市南目垣一丁目 1 1 番 6 号 社会福祉法人 とんぼ福祉会
○ 指定の期間	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日
議案第 105 号	茨木市立障害福祉センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立障害福祉センターハートフル
○ 指定管理者	大阪府富田林市大字甘南備 2 1 6 番地 社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団
○ 指定の期間	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日
議案第 106 号	茨木市市民活動センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市市民活動センター
○ 指定管理者	茨木市庄二丁目 2 5 番 5 - 8 0 2 号 特定非営利活動法人 いばらき市民活動推進ネット
○ 指定の期間	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日
議案第 107 号	茨木市里山センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市里山センター
○ 指定管理者	茨木市大字泉原 2 0 番地 2 里山サポートネット・茨木
○ 指定の期間	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日

議案第 108 号 財産（建物等）の譲与について（茨木市立障害者デイサービスセンターしみず）

○ 茨木市立障害者デイサービスセンターしみずの民営化に伴い、移管法人へ建物等を譲与する。

・所在地 茨木市清水一丁目 28 番 15 号

・譲与財産

- ①不動産： 建物（平成 6 年建築）  
軽量鉄骨造平屋建 延べ床面積 370.99 m<sup>2</sup>  
②動産： 備品（事務机、整理棚等 78 件）

・譲与する日 平成 25 年 4 月 1 日

・相手方 茨木市見付山一丁目 3 番 29 号  
社会福祉法人 慶徳会 理事長 にし だ おさむ  
西 田 治

議案第 109 号 財産（建物等）の譲与について（茨木市立東幼稚園）

○ 茨木市立東幼稚園を保育所に転用することに伴い、保育所設置法人へ建物等を譲与する。

・所在地 茨木市稲葉町 16 番 14 号

・譲与財産

- ①不動産： 建物（平成 4 年建築）  
園舎：鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ床面積 816 m<sup>2</sup>  
倉庫：鉄骨造平屋建 延べ床面積 18 m<sup>2</sup>  
②動産： 備品（事務机、整理棚等 89 件）

・譲与する日 平成 25 年 4 月 1 日

・相手方 茨木市片桐町 14 番 10 号  
社会福祉法人 裕榮福社会 理事長 はら のり お  
原 紀 雄

議案第 110 号	市営土地改良事業の施行について
<p>○ 平成 24 年 4 月発生の暴風雨、8 月、9 月発生の豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 農林水産業施設災害復旧事業</li> <li>・総事業費 12,950,000 円</li> <li>・施行場所 茨木市大字泉原 256 番ほか 13 か所</li> <li>・事業期間 平成 24 年 12 月 19 日～平成 27 年 3 月 31 日</li> <li>・根拠法 土地改良法第 96 条の 2 第 2 項</li> </ul>	
議案第 111 号	淀川右岸水防事務組合理約の一部変更に関する協議について
<p>○ 水防法の一部改正に伴う組合理約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災において津波による甚大な被害が発生したことから、津波による災害から市民の安全を保持するよう水防法が改正されたことに伴い、規定の整備、文言の整理等を行う。</li> </ul> </li> <li>・施行日 大阪府知事の許可のあった日</li> </ul>	

○ 補正額 1,497,578 千円（補正後 79,105,484 千円 － 補正前 77,607,906 千円）

（歳入）

・ 地方特例交付金	4,268 千円
・ 地方交付税	323,048 千円
・ 分担金及び負担金	651 千円
・ 国庫支出金	596,578 千円
・ 府支出金	32,024 千円
・ 財産収入	80,956 千円
・ 繰入金	7,691 千円
・ 繰越金	57,912 千円
・ 諸収入	64,050 千円
・ 市債	330,400 千円

（歳出）

・ 人件費	246,286 千円
・ 物件費	△28,250 千円
・ 扶助費	223,550 千円
・ 補助費等	15,130 千円
・ 投資的経費	1,063,652 千円
・ その他の経費	△22,790 千円

・ 継続費補正

（追加）小学校校舎耐震補強等整備事業	2,177,790 千円
（追加）中学校校舎耐震補強等整備事業	272,500 千円
（追加）彩都西中学校校舎増築事業	420,000 千円

・ 債務負担行為補正

（追加）①保育所建設等補助事業 196,420 千円

②指定管理者の指定を行う施設について、指定管理の期間及び指定管理料の限度額を設定する。

・ 茨木市市民活動センター

施設管理経費 45,500 千円及び市が必要と認める事業実施経費

・ 茨木市立老人福祉センター

施設管理経費 44,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

・ 茨木市立障害者就労支援センターかしの木園

施設管理経費 29,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

・ 茨木市立障害者生活支援センターともしび園

施設管理経費 511,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

・ 茨木市立障害福祉センターハートフル

施設管理経費 575,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

・ 茨木市立子育てすこやかセンター

施設管理経費 100,600 千円及び市が必要と認める事業実施経費

・ 茨木市里山センター

施設管理経費 35,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

議案第 113 号	平成 24 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第 2 号）																
<p>○ 補正額 38,701 千円（補正後 5,644,503 千円 － 補正前 5,605,802 千円）</p> <table border="0" data-bbox="188 338 1114 517"> <tr> <td colspan="2">(歳入)</td> <td colspan="2">(歳出)</td> </tr> <tr> <td>・財産収入</td> <td>38,701 千円</td> <td>・諸支出金</td> <td>31,010 千円</td> </tr> <tr> <td>・府支出金</td> <td>84,322 千円</td> <td>・繰出金</td> <td>7,691 千円</td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td>213,584 千</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(歳入)		(歳出)		・財産収入	38,701 千円	・諸支出金	31,010 千円	・府支出金	84,322 千円	・繰出金	7,691 千円	・繰越金	213,584 千		
(歳入)		(歳出)															
・財産収入	38,701 千円	・諸支出金	31,010 千円														
・府支出金	84,322 千円	・繰出金	7,691 千円														
・繰越金	213,584 千																
報告第 19 号	平成 24 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について																
○ 平成 24 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告																	
報告第 20 号	平成 24 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について																
○ 平成 24 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告																	

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権一括法)」が施行されたことにより、これまで国が法令等で一律に義務付けてきた基準などの一部を、自治体が自ら定めることとなり、本市は、市民生活への影響等を考慮し、円滑な制度運用を基本に条例化を図る。

項番	議案番号	分類	条例名	条例の内容
1	89	老人福祉	茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定地域密着型サービス」及び「指定地域密着型介護予防サービス」について、基準を定める。 (指定地域密着型サービス) 特別養護老人ホームの入所定員の数 29人以下 事業者の要件 法人 人員、設備及び運営に関する基準 (指定地域密着型介護予防サービス) 事業者の要件 法人 人員、設備及び運営に関する基準 (例)・小規模多機能型居宅介護等の事業を行うための人員、設備及び運営規定等の整備
2	90	廃棄物処理施設	茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格要件を定める。 (例)・技術士(化学部門、上下水道部門、衛生工学部門に係る第2次試験合格者に限る。) ・大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修得した卒業生で、廃棄物処理に関する技術上の実務に2年以上従事した者
3	91	道路	茨木市道路標識の寸法を定める条例	市が管理する道路に設置する道路標識のうち、案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさに係る基準を定める。
4	92		茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例	市道の新設、改築する場合における道路の構造の一般的な技術的基準について、条例で定める。 (例)・道路区分に応じ、道路の幅員、設計速度等を定める。 ・道路には、車道に接続して路肩を設ける。 ・車道、中央帯、車道に接続する路肩、自転車道、歩道は、原則として舗装する。 ・橋、高架道路等は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とする。
5	93		茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	市が管理する特定道路について、移動等円滑化(バリアフリー化)のために必要な道路の構造に関する基準を定める。 歩道等の幅員・勾配 (例)・歩道等の縦断勾配は、原則として5%以下とする。 ・歩道等の車道に対する高さは、5cmを標準とする。 立体横断施設(歩道橋・地下道等)、その他移動等円滑化のために必要な施設など (例)・歩道橋等には、エレベーター、傾斜路等を設けるものとする。 ・交差点、駅前広場等には、高齢者や障害者等が見やすい位置に案内標識を設置する。
6	94	市営住宅	茨木市市営住宅条例	市営住宅の入居者資格のうち、収入基準を定める。 一般世帯:158,000円以下(月額) 裁量世帯:214,000円以下(月額)
7	95		茨木市市営住宅等の整備に関する基準を定める条例	市営住宅等の整備基準を定める。 敷地の基準 (例)・災害発生のおそれが多い土地等を避け、かつ、日常生活の利便性を考慮しなければならない。 市営住宅等の基準 (例)・1戸の床面積は25㎡以上とする。 ・各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備、浴室等を設けなければならない。 ・必要な自転車置場、物置、ごみ置場等を設けなければならない。



項番	議案番号	分類	条例名	条例の内容
8	96	公園	茨木市都市公園条例	都市公園の配置基準、公園施設の設置基準等を定める。 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を規定 (例)・市内の都市公園面積 10㎡/人 ただし、市街地の都市公園面積は、5㎡/人 都市公園の配置基準について規定 (例)・街区公園の標準面積 0.25ha ・近隣公園の標準面積 2ha ・地区公園の標準面積 4ha 公園施設の設置基準(建ぺい率)を規定 公園施設の面積は、都市公園の敷地面積の100分の2以下とする。
9	97		茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	移動等円滑化(バリアフリー化)のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める。 園路及び広場の基準 (例)・原則として、通路の幅は180cm以上、縦断勾配は5%以下とする。 ・原則として、傾斜路の幅は120cm以上、縦断勾配は8%以下とする。 屋根付広場の基準 (例)・出入口の幅は、原則として120cm以上とする。 休憩所、管理事務所の基準 (例)・出入口の幅は、原則として120cm以上とする。
10	98	下水道	茨木市下水道条例	公共下水道の構造に係る技術上の基準を定める。 (例)・排水施設はコンクリート等の耐水性の材料で造り、漏水や地下水の侵入を最少限度にする措置を講じること。 ・ます又はマンホールには、蓋を設けること。
11	99	河川	茨木市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定める。 (例)・堤防は、原則として盛土により築造する。 ・堤防の高さは、原則として計画高水位に0.6mを加えた値以上とする。 ・水門及び樋門は、鉄筋コンクリート又はそれに準ずる構造とする。
12	100	水道	茨木市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例	水道布設工事監督者の配置が必要となる工事を定める。 また、「水道布設工事監督者」「水道技術管理者」の資格に関する基準を定める。 水道布設工事監督者の配置が必要となる工事 (例)・1日最大給水量、水源の種別等の変更に係る工事 ・沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備、配水池の新設、増設、大規模改造に係る工事 水道布設工事監督者の資格に関する基準 (例)・大学の土木工学科において、衛生工学又は水道工学を修得した卒業生で、水道に関する技術上の実務に2年以上従事した者 ・水道に関する技術上の実務に、10年以上従事した経験を有する者 水道技術管理者の資格に関する基準 (例)・大学の工学(土木工学を除く)、理学、農学、医学、薬学を修得した卒業生で、水道に関する技術上の実務に4年以上従事した者 ・水道に関する技術上の実務に、10年以上従事した経験を有する者

## 平成24年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
9 地方特例金 交付金	4,268		4,268	
10 地方交付税	323,048		323,048	普通交付税 323,048
12 分担金 及び負担金	651	651		農林水産施設災害復旧費分担金 651
14 国庫支出金	596,578	596,578		学校施設環境改善交付金 403,515 児童手当等負担金 111,843 児童発達支援事業国庫負担金 31,775
15 府支出金	32,024	32,024		児童発達支援事業府費負担金 15,888 地域支え合い体制づくり事業補助金 15,849 家庭教育支援事業費補助金 287
16 財産収入	80,956		80,956	不動産売払収入 80,000 土地建物貸付収入 956
18 繰入金	7,691		7,691	財産区特別会計繰入金 7,691
19 繰越金	57,912		57,912	純繰越金 57,912
20 諸収入	64,050	1,071	62,979	生活保護法第63条による費用返還金 26,264 競艇組合配分金 23,981 生活保護法第78条による費用徴収金 11,275
21 市債	330,400	330,400		小学校校舎整備債 270,100 中学校校舎整備債 38,600 中学校校舎建設債 21,700
補正額 A	1,497,578	960,724	536,854	
補正前の予算額 B	77,607,906	24,782,467	52,825,439	
補正後の予算額 A + B	79,105,484	25,743,191	53,362,293	

## 平成24年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
01 議会費	29,553	41,155	12,602		1,000		
02 総務費	368,562	409,107	28,944		11,601		
03 民生費	240,304	32,892	20,369	223,550	29,571	294	
04 衛生費	49,522	15,018	39,644		2,996	2,144	
06 農林水産業費	4,460	4,071				389	
07 商工費	7,487	3,451	869		3,167		
08 土木費	126,783	40,616	5,888			92,055	
09 消防費	10,579		4,439			6,140	
10 教育費	1,126,936	25,618	6,787		1,669	1,147,436	
11 災害復旧費	12,950					12,950	
12 公債費	22,790						22,790
補正額 A	1,497,578	246,286	28,250	223,550	15,130	1,063,652	22,790
補正前の予算額 B	77,607,906	13,704,086	14,635,928	22,147,275	5,474,477	7,742,752	13,903,388
補正後の予算額 A + B	79,105,484	13,950,372	14,607,678	22,370,825	5,489,607	8,806,404	13,880,598

# 12月補正予算の内容について

## 1 基本方針

普通交付税等の歳入の追加及び事業費の確定に伴う歳出の減額による財源を活用し、小・中学校校舎の耐震化等の学校施設整備を継続費として実施するとともに、市議会インターネット中継の導入、住宅用高効率給湯器等設備導入補助金の追加等に必要な予算を措置する。

府の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、障害者及び老人福祉施設やコミュニティセンターの設備の充実、介護予防や保健医療事業の推進を行う。

保育所の建設等補助金及び市民活動センター等の指定管理料について、債務負担行為を設定する。

## 2 主な内容

### (1) 普通交付税等の追加による財源を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学校施設整備		1,148,116	758,095	390,021
小中学校校舎の耐震等整備 【継続費】	小・中学校の耐震補強等整備を行う。 (小学校: 5校7棟、中学校1校1棟) 【歳入】学校施設環境改善交付金(国)、市債	980,116	712,215	267,901
彩都西中学校校舎の増築 【継続費】	生徒数の増加が見込まれるため、校舎を増築する。 【歳入】公立学校施設整備費国庫負担金(国)、市債	168,000	45,880	122,120

### (2) 府の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
地域支え合い体制づくり事業補助金	事業費は、地域福祉ネットワーク事業を除く。	12,461	15,849	3,388
コミュニティセンター施設の充実	施設利用者の利便性の向上のため、三島コミュニティセンターのトイレの洋式化や手すりの設置等を行う。 【歳入】地域支え合い体制づくり事業補助金(府)	1,209	1,000	209
障害福祉センター施設の充実	施設利用者の利便性の向上のため、障害福祉センターハートフルのレストランのテーブル・椅子等を、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに更新する。 【歳入】地域支え合い体制づくり事業補助金(府)	999	999	

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
老人福祉センター施設の充実	施設利用者の利便性の向上のため、老人福祉センター6館にLED照明を設置するとともに、座敷椅子及びマッサージ機を購入する。 【歳入】地域支え合い体制づくり事業補助金(府)	5,848	5,848	
保健医療センター・こども健康センター施設の充実	施設利用者の利便性の向上及び情報発信を図るため、保健医療センター及びこども健康センターにディスプレイ掲示板を設置する。 【歳入】地域支え合い体制づくり事業補助金(府)	2,205	2,000	205
健康づくり推進事業等の充実	健康づくり推進事業・介護予防事業の充実を図るため、地域で支え合い活動などを行う市民グループへの出前講座等の会場へ必要な機材を携行するための車両を更新する。 【歳入】地域支え合い体制づくり事業補助金(府)	2,200	2,180	20
地域福祉ネットワーク構築事業( )	身近な地域での相談支援体制の確立を目指し、民生委員・児童委員が常駐して要援護者からの相談に応じる「相談窓口」の設置地区を拡充する。歳出予算は当初予算措置済 【歳入】地域支え合い体制づくり事業補助金(府)	(3,822)	3,822	

## (3) 早急に対応する事業や年度末までに不足する経費の追加

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
開かれた議会の推進		12,602		12,602
市議会インターネット中継導入	「市民に開かれた議会」を目指し、平成25年3月議会から本会議のインターネット中継及び録画配信を行う。	12,602		12,602
都市計画マスタープラン改定に向けた取組み		7,469		7,469
茨木市都市計画マスタープラン改定に係る基礎調査	茨木市都市計画マスタープランの改定に向け、今後のまちづくりの方針を定める基礎資料とするため、土地利用の意向把握調査を行う。	7,469		7,469

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
家庭部門における二酸化炭素排出量の削減		3,100		3,100
住宅用高効率給湯器等設備導入補助金の追加	申請件数の増加に伴い、エネルギー効率の向上に寄与する住宅用高効率給湯器等の設置に対する補助金を追加する。	3,100		3,100
制度改正に伴う対応		12,447		12,447
障害福祉システムの改修	平成25年4月に障害者総合支援法が施行されることに伴い、新たに難病患者が障害福祉サービスの給付対象となるためシステム改修を行う。	12,447		12,447
児童福祉費の追加		223,550	159,506	64,044
児童手当の追加	所得制限対象者数の減少に伴い児童手当を追加する。 【歳入】児童手当負担金(国)	159,926	111,843	48,083
障害児通所給付費の追加	利用者数の増加に伴い、障害児通所給付費を追加する。 【歳入】児童発達支援事業負担金(国・府)	63,624	47,663	15,961
合 計		259,168	159,506	99,662

## (4) 農林業施設の災害復旧

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
農林業施設の災害復旧		12,950	11,718	1,232
農林業施設災害復旧事業	8月豪雨災害等により被災した農地及び農業用施設の災害復旧費を追加する。 【歳入】耕地等災害復旧費補助金(国) 災害復旧費受益者分担金	12,950	11,718	1,232

## (5) 継続費

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
学校施設の整備		
小学校校舎耐震補強等整備事業	小学校校舎耐震補強等整備事業 [総額] 2,177,790 [年割額] (H24) 871,116 (H25) 1,306,674	2,177,790
中学校校舎耐震補強等整備事業	中学校校舎耐震補強等整備事業 [総額] 272,500 [年割額] (H24) 109,000 (H25) 163,500	272,500
彩都西中学校校舎増築事業	彩都西中学校校舎増築事業 [総額] 420,000 [年割額] (H24) 168,000 (H25) 252,000	420,000

## (6) 債務負担行為

(単位:千円)

事業	内容等	限度額
待機児童の解消		
私立保育所建設等の補助	安心こども基金(府)を活用し整備する民間保育園に対する建設等補助金について、債務負担行為を設定する。 [期間]平成24年度～平成25年度 [限度額]196,420千円 ・(仮称)第2ちとせ保育園：創設 ・市立東幼稚園跡の保育園：幼稚園から保育園へ改修 ・(仮称)第2茨木山手学園：附帯工事(太陽光発電)及び現在立地している茨木山手学園の解体撤去工事費	196,420
指定管理料		
市民活動センター指定管理料	市民活動センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成29年度 [限度額]施設管理経費45,500千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費45,500千円及び市が必要と認める事業実施経費

(単位:千円)

事業	内容等	限度額
指定管理料		
老人福祉センター指定管理料	老人福祉センター（5館）の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成26年度 [限度額]施設管理経費44,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費44,000千円及び市が必要と認める事業実施経費
子育てすこやかセンター指定管理料	子育てすこやかセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成29年度 [限度額]施設管理経費100,600千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費100,600千円及び市が必要と認める事業実施経費
障害者就労支援センターかしの木園指定管理料	障害者就労支援センターかしの木園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成29年度 [限度額]施設管理経費29,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費29,000千円及び市が必要と認める事業実施経費
障害者生活支援センターともしび園指定管理料	障害者生活支援センターともしび園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成29年度 [限度額]施設管理経費511,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費511,000千円及び市が必要と認める事業実施経費
障害福祉センターハートフル指定管理料	障害福祉センターハートフルの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成29年度 [限度額]施設管理経費575,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費575,000千円及び市が必要と認める事業実施経費
里山センター指定管理料	里山センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成25年度～平成29年度 [限度額]施設管理経費35,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費35,000千円及び市が必要と認める事業実施経費



## (7) 特別会計

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
財産区特別会計		
財産区特別会計 (補正第2号)	大字戸伏財産区の財産処分に伴う事業交付金及び一般会計繰出金など [歳入] 財産収入 38,701 [歳出] 諸支出金 31,010 繰出金 7,691	38,701